（地域相談支援受給者証の再交付の申請）

**第三十四条の五十**　令第二十六条の八の規定に基づき地域相談支援受給者証の再交付の申請をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者が、当該地域相談支援給付決定障害者に係る第二号に掲げる書類を提示し、又は第三号に掲げる記録の送信を行う場合の申請書については、当該地域相談支援給付決定障害者の個人番号を記載することを要しない。

一・二　（略）

三　地域相談支援給付決定障害者の個人識別事項に係る記録

2・3　（略）

（医療受給者証の再交付の申請）

**第四十八条**　令第三十三条第一項の規定に基づき申請をしようとする支給認定障害者等は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村等に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う支給認定障害者等が当該支給認定障害者等に係る第二号に掲げる書類を提示し、又は第三号に掲げる記録の送信を行う場合の申請書については、当該支給認定障害者等の個人番号（当該支給認定に係る障害者等が障害児の場合の申請書については、当該障害児の個人番号も含む。）を記載することを要しない。

一・二　（略）

三　支給認定障害者等の個人識別事項に係る記録

2～5　（略）

（療養介護医療受給者証の再交付等）

**第六十四条の二の二**　（略）

2　前項の規定に基づき申請をしようとする療養介護医療費支給対象障害者は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う療養介護医療費支給対象障害者が、当該療養介護医療費支給対象障害者に係る第二号に掲げる書類を提示し、又は第三号に掲げる記録の送信を行う場合の申請書については、当該療養介護医療費支給対象障害者の個人番号を記載することを要しない。

一・二　（略）

三　療養介護医療費支給対象障害者の個人識別事項に係る記録

3・4　（略）

（地域相談支援受給者証の再交付の申請）

**第三十四条の五十**　令第二十六条の八の規定に基づき地域相談支援受給者証の再交付の申請をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者が、当該地域相談支援給付決定障害者に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の申請書については、当該地域相談支援給付決定障害者の個人番号を記載することを要しない。

一・二　（新設）

2・3　（略）

（医療受給者証の再交付の申請）

**第四十八条**　令第三十三条第一項の規定に基づき申請をしようとする支給認定障害者等は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村等に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う支給認定障害者等が当該支給認定障害者等に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の申請書については、当該支給認定障害者等の個人番号（当該支給認定に係る障害者等が障害児の場合の申請書については、当該障害児の個人番号も含む。）を記載することを要しない。

一・二　（新設）

2～5　（略）

（療養介護医療受給者証の再交付等）

**第六十四条の二の二**　（略）

2　前項の規定に基づき申請をしようとする療養介護医療費支給対象障害者は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う療養介護医療費支給対象障害者が、当該療養介護医療費支給対象障害者に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の申請書については、当該療養介護医療費支給対象障害者の個人番号を記載することを要しない。

一・二　（新設）

3・4　（略）

**附　則**

この命令は、公布の日から施行する。

# 法規的告示

**○厚生労働省告示第二百二十号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年五月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。<br>一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤<br>(1)～(4)　（略）<br>(5)　タダラフィル（一錠中タダラフィルとして十mgを含有する勃起不全用薬に限る。）<br>(6)～(15)　（略）<br>(16)　ラメルテオン<br>(17)～(18)　（略）<br>二・三　（略） | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。<br>一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤<br>(1)～(4)　（略）<br>（新設）<br>(5)～(14)　（略）<br>（新設）<br>(15)～(16)　（略）<br>二・三　（略） |